

特例監理技術者等の配置に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市が発注する建設工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(特例監理技術者の配置を認める対象工事)

第2条 次の各号に掲げる条件をすべて満たす工事は、特例監理技術者の配置を認めるものとする。

- 一 設計金額（税込）が3億円未満である工事
- 二 入札公告又は入札（見積）に関する注意事項（以下、「入札公告等」という。）で特例監理技術者が配置不可とされていない工事

(兼務を認める条件)

第3条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、同時に2件の工事まで特例監理技術者の兼務を認めるものとする。

- 一 監理技術者補佐を専任で配置すること
- 二 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- 三 兼務する工事は、国又は地方自治体が発注した工事であること
- 四 兼務する工事の発注者から兼務することについて、了解が得られていること
- 五 兼務する工事は、本市内工事であること
- 六 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること
- 七 特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること
- 八 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること
- 九 兼務する工事が維持工事同士ではないこと
ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう

(特例監理技術者の配置を認めない工事の明示)

第4条 第2条の特例監理技術者の配置を認めない場合には、入札公告等に記載し明示することを原則とする。

(兼務の手続き)

第5条 受注者は、特例監理技術者の兼務を行う場合、発注者に「特例監理技術者

の兼務届（様式1号）」を提出することとする。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から適用する。